

平成 29 年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第 1 回 鹿児島県最低賃金専門部会 議事録

開催日時	平成 29 年 7 月 21 日 (金) 午後 3 時 30 分 ~ 午後 5 時 15 分	
開催場所	鹿児島合同庁舎 第 2 会議室	
出席者	公益代表委員 (3 名)	石塚孔信 竹中啓之 山本晃正 (敬称略)
	労側委員 (3 名)	喜納浩信 下町和三 新内親典 (敬称略)
	使側委員 (3 名)	岩重昌勝 内 道雄 濱上剛一郎 (敬称略)
	事務局 (4 名)	吉野労働基準部長 上ノ原賃金室長 平松賃金室長補佐 有村給付調査官
議題	1 第 2 回目安に関する小委員会配布資料について 2 鹿児島県最低賃金専門部会の日程調整について 3 鹿児島県最低賃金の改正審議について 4 その他	
配付資料	1 鹿児島県最低賃金専門部会委員名簿 2 平成 29 年度答申日別最短効力発生予定日一覧表 3 鹿児島県金融経済概況 4 県内景況 5 平成 29 年春季賃上げ妥結状況 6 新規学卒者の初任給 7 第 2 回目安に関する小委員会配布資料 8 生活保護に係る施策との整合性	

上ノ原賃金室長

それでは、皆さんお揃いですので、始めさせていただきます。委員の皆様には大変お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、第 1 回の鹿児島県最低賃金専門部会でございますので、部会長及び部会長代理が選出されまして議事が開会されるまでの間、慣例によりまして私の方で司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは第 1 回目の専門部会ですので、吉野労働基準部長よりご挨拶を申し上げます。

吉野労働基準部長

第 1 回の専門部会ということで、ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、鹿児島県最低賃金専門部会の委員にご就任いただき、

厚く御礼申し上げます。

また、本日、お手元に、県最賃専門部会委員の辞令を置かせていただいたところですが、本年度の県最賃の改正審議につきまして、何卒ご協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます。

ところで、県最賃の改正につきましては、6月30日に開催されました第1回本審におきまして、局長より諮問をさせていただきました。中央の状況でございますが、中央最低賃金審議会におきましては、7月25日に中賃の目安に関する小委員会での報告が取りまとめられ、7月27日に中央最低賃金審議会の会長から厚生労働大臣に対しまして答申がなされる予定であるとのことでございます。答申の内容につきましては、今月28日に開催予定の第2回本審におきまして、委員の皆様にお知らせすることとしておりますが、委員の皆様には、中賃で示される目安額等を参考にさせていただきながら、鹿児島県の状況も踏まえ、建設的なご審議を賜りますようお願い申し上げます。今年も大変暑い時期の最中に、ご議論をいただくことになり、大変ご負担をおかけしまして誠に申し訳ございませんが、これまで同様、今後の審議の円滑な運営に格別のご協力を賜りたくお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

上ノ原賃金室長

それでは、これから先は座って説明させていただきます。

これから、部会長と部会長代理を選出していただきたいと思いますが、最低賃金法第25条第4項により、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」となっておりますので、慣例により公益委員の皆様より候補者を推薦していただきまして、皆様にご承認いただくという選出方法でよろしいでしょうか。

(異議なし)

上ノ原賃金室長

ありがとうございます。それではお決まりでしたら、公益委員の方から発表していただきたいと思っております。

山本委員

この件につきましては私の方からご推薦申し上げます。6月23日の第1回公益委員会で協議しておりまして、次の方を推薦いたします。まず、部会長に石塚委員、部会長代理に竹中委員のお二人をご推薦いたしますので、よろしく申し上げます。

上ノ原賃金室長

ただ今、公益委員の山本委員から、部会長に石塚委員、部会長代理に竹中委員を推薦するご報告をいただきました。そこで皆様にお諮りいたします。ただ今の推薦のとおりご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

上ノ原賃金室長

ありがとうございます。それでは鹿児島県最低賃金専門部会の部会長に石塚委員、部会長代理を竹中委員に決定させていただきます。

では、石塚部会長にご挨拶をいただき、これからの議事進行をお願いいたします。

石塚部会長

ただ今、ご推薦いただいた石塚です。

今年度も、これから鹿児島県の最低賃金を決めていくということをやっていかなければならないわけですが、依然として経済状況等が不透明な部分が続いている、というより、もっと混迷が深まっているという方が正確なのかもしれません。そういう中で、適正な最低賃金とはどういうところなのか、特に、とりわけここでは、地方の色々な特性があると思うのでそういったことも加味しながら、合理的に模索していければいいかなと思っております。

何分暑い季節ですし、時間もそれほど多くはないということで、ご多忙な皆さんにとりましては、なかなか大変な状況下とは思いますが、会議におきましては、忌憚のないご意見を賜りながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞご協力をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。座って議事を進めさせていただきます。

平成29年度の第1回鹿児島県最低賃金専門部会を開催致します。

先ず、本専門部会の成立につきまして、事務局から報告をお願いします。

上ノ原賃金室長

最低賃金専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条第6項により、本審に関する規定であります第5条を準用することとされております。この第5条第2項では、「審議会は、委員3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員、及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。」となっております。

本日は、公益側委員3名、労働者側委員3名、使用者側委員3名の合計9名全員の委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本専門部会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

石塚部会長

どうもありがとうございます。本専門部会は無効に成立しているということでございます。審議を始める前に事務局から確認事項があるということですので、説明をお願いします。

上ノ原賃金室長

先般、6月30日に開催された第1回本審の後に、最賃法第25条第5項による意見聴取の申し出について公示を行っていましたが、これに対して7月14日に鹿児島県労働組合総連合(県労連)から意見の申し出がありました。この申し出の内容は例年どおり、専門部会の公開を求め、意見陳述の機会を与えて欲しいとのこと。従来からこの申し出の取扱いは、第2回本審で審議していただき、詳細は、専門部会で判断していただいたところです。今年度は、第2回本審の前に本日、第1回専門部会を開催している関係もありますので、第2回専門部会以降の審議の公開・非公開については、第2回本審での審議を経た後に、第2回専門部会で判断していただくことになると思いますが、本日の第1回専門部会については、第2回本審での審議を行う前であることから、鹿児島県最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第6条により非公開とするという取扱いでどうかというご提案でございます。

石塚部会長

ただ今事務局から、県労連から申し出のあった事項の中で、専門部会の公開について、従来から、第2回本審で審議した後に専門部会で決定しているという経緯がありますが、本日の第1回専門部会は、第2回本審の前に開催しているため、第2回以降の専門部会の公開については第2回本審で審議した後に判断することとして、本日の第1回専門部会については、運営規定どおり非公開としてはどうかとのことですが、この取扱いでよろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚部会長

それでは、本日の第1回専門部会は非公開としたいと思います。

これから審議を開始いたします。1番目の議題は、第2回目安に関する小委員会配布資料についてです。このことにつきまして、事務局から説明をお願いします。

平松室長補佐

それでは、資料7、中央最低賃金審議会の第2回目安に関する小委員会で使用された資料の内、私からは「生活保護との比較」及び「中小企業等に対する支援施策」に関する資料を除いて、資料7の内、7-7から7-7について、簡単に説明させていただきます。

資料7の7-7は、平成29年度に全国で実施いたしました最低賃金に関する実態調査の内、「賃金改定状況調査」の取りまとめ結果でございます。この調査の概要につきましては、1ページ目に記載されておりますが、簡単に申しますと、昨年6月と本年6月との賃金額を比較して、どの程度賃金改定がなされたかを調査したものになります。調査は、全国で約4,000の事業所を対象にし、当県の割当分は65事業所で、県庁所在地の鹿児島市、人口5万人未満の市の南さつま市、枕崎市、志布志市の4市の事業所を対象に、実施しております。調査結

果の中身でございますが、資料7の を1枚めくっていただきますと、第1表から第4表まで、その結果が取りまとめられております。第1表で賃金改定実施状況別事業所割合、Dランクは44.8%、28年は40.3%を、第2表で事業所の平均賃金改定率、Dランクは2.7%、28年は2.6%を、第3表で事業所の賃金引上げ率の分布の特性値を、第4表で一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率、Dランク調査産業計・男女計の賃金上昇率は0.9%、28年も0.9%を、それぞれ取りまとめております。

資料7の は、地域別最低賃金の未満率と影響率の推移をまとめた資料でございます。1枚目と2枚目はいずれも、総括表の基になる「最低賃金に関する基礎調査」結果を、1枚目はランク別に、2枚目は県別にまとめたもので、28年度は、Dランクの加重平均が未満率1.5%、影響率10.1%に対して、鹿児島県は未満率1.0%、影響率14.8%となっております。3枚目は「賃金構造基本統計調査」結果をもとに、県別にまとめられており、鹿児島県は未満率1.4%、影響率5.1%となっております。対象となる賃金は6月分賃金で同じですが、賃金構造基本統計調査は、基礎調査と違って、4名以下の事業場は対象外ですが、基礎調査では対象にならない規模100名以上の事業場や、鉱業、建設業、運輸業などの業種も対象になっています。

資料7の は、平成28年度の賃金構造基本統計調査結果を基にした都道府県別の賃金分布に関する資料でございます。非常に小さい棒グラフで誠に恐縮ですが、一般労働者と短時間労働者を合計したグラフで、鹿児島・宮崎・熊本・沖縄の隣県を比べてみますと、10円ピッチに分布を分析して、分布が多い上位3つをみると、12ページの鹿児島県では700円台、800円台、750円台、熊本県は700円台、800円台、750円台と720円台もほぼ同じ、宮崎県は700円台、750円台、800円台の順番で、の750円台と の800円台が逆転しており、沖縄県は800円台、690円台、750円台と、800円台が で、次に690円台が来るといように、少しずつ分布が異なるようでございます。

資料7の には、最新の経済指標の動向が、まとめられております。

簡単ではございますが、以上で中央最低賃金審議会の第2回目安に関する小委員会配布資料につきまして、説明を終わらせていただきます。

石塚部会長

ありがとうございます。ただ今、事務局から目安に関する小委員会配布資料について説明がございましたけれど、これにつきまして、皆さんから何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

下町委員

確認ですが、第4表ですね、これは昨年の6月と今年の6月の賃金の支払、そこで働いていらっしゃる労働者の方々の年齢構成とか、人が入れ替わる、そうしたことは反映しているかどうかですね。例えて言いますと「退職前の方がいらっやって、退職されました。その後新しく若い人が入って来られました。」となると、同じ人ではないわけですね。そうすると支払額が変わってくる、特に小さい事業所であれば、お給料がたくさんの方がいなく

なられて、新規採用の方であれば、低い賃金の方が入って来られるわけですから、極端に言うとその分は下がるということです。そういう構図になっているということは、同じ人が去年から今年にかけて上がった分ではないと。

平松室長補佐

そこまで、厳密なものではない。

下町委員

そこまで、厳密なものではないと。はい、わかりました。

石塚部会長

よろしいですか。他に何かございますか。

新内委員

いつものことですが、最賃の改定状況は、あくまで去年6月時点はこうだったということですよ。

平松室長補佐

そうです。

新内委員

当然、賃構は昨年の6月時点の数字で、今年の頭ぐらいに発表になっていると。

平松室長補佐

つい最近ですね。分厚い冊子となって発表されたもので、これは、昨年の6月ですから、鹿児島でいうと694円だった改定前の時代のものを示しているものです。・・・

石塚部会長

タイムラグがあるから仕方がないと。他に何かありませんか。

(意見・質問なし)

石塚部会長

では、ここまでの資料の説明についてはよろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚部会長

それでは、また後で疑問が出てきたらおっしゃってください。

それでは、残りの資料につきまして、また、事務局から説明をお願いします。

上ノ原賃金室長

それでは、残りの部分について私から説明させていただきます。

最初に、生活保護費と最低賃金の比較について説明いたしますが、この比較につきまして、データの関係上、ともに 27 年度のデータを元に比較することになっておりますので、ご了解いただきたいと思います。それでは資料 8 により説明いたします。

まず、最低賃金との比較に用います生活保護費の算定に当たりましては、資料 8 の 1 枚目、生活保護に係る施策との整合性 のうち、1 保護基準の概要にありますように、生活扶助としまして、「第 1 類費」、「第 2 類費」、「期末一時扶助費」、「各種加算」、「その他」とあります。このうち、二重線で囲ってあるところを元に算定することになっております。ご承知のこととは思いますが、「第 1 類費」とは、飲食物費や被服費など個人単位に消費する生活費について定められた基準で、これは年齢別に表示されています。「第 2 類費」とは、第 1 類費と違って世帯全体としてまとめて支出される経費で、例えば、電気代、ガス代、水道代等の光熱水費や家具什器費のことです。これに冬季においては、寒冷の度合いなどによって、暖房費等の必要額が異なってくるので、こうした事情を考慮して、都道府県を単位として地域別に冬季加算額が表示されています。「期末一時扶助費」とは、12 月から翌年 1 月にかけて、越年資金として支給されるものです。正月は、おせち料理やお年玉等、色々と入り用であり、その支出を補うために支給されているものです。「住宅扶助」とは、生活保護制度の受給が決定した対象者が居宅するために必要な敷金・礼金等の入居前の準備金、家賃用の支払いなど、その他住宅を維持する必要がある時に行われる扶助のことです。参考までに、「各種加算」とは、障害者加算、母子加算というように特別の需要のある者だけに上積みすることが認められている特別経費分のことです。これらのうち、各種加算とその他を除いたものを足し上げたものを生活保護費として算定し、最低賃金と比較するというのが中質の考え方で、当審議会も例年この考え方を採用しておりますので、今年度もこの比較方法で行っております。

次に 2 枚目の最低賃金額と生活保護費の比較（平成 29 年度）ですが、これは本省が 7 月 12 日に開催された第 2 回目安小委員会の資料として作成したもので、全国の一覧表となっております。鹿児島は、下から 2 番目にありまして、生活保護費は 88,041 円となっております。今年度から、生活保護費を算定する作業は本省で一括して行っておりますが、この確認ということで、3 枚目以下に昨年度までと同様の方法で算出したものをお付けしております。それでは、資料 8 の 3 枚目の「生活保護と最低賃金との比較について」により説明してまいります。3 枚目の左上にローマ数字の「前提」と書いてあるところですが、最低賃金と生活保護費との比較ですので、計算の前提としましては、生活保護基準の中で最も支給額の低い層の若年単身者で、生活保護基準では 12 歳～19 歳の単身世帯を用いて比較していくこととなります。また、生活保護基準の共通の考え方ですが、保護基準は、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別などに分けまして、厚生労働大臣が定めることになっております。

具体的には、生活様式、物価の違いなどによる生活水準の差に応じて、全国の市町村を6区分の級地に分類して、基準額を設定しております。これが、2番目の「生活扶助基準額等」の表の中で記載しております。1級地 - 1、1級地 - 2、とありまして一番右が3級地 - 2と書いてあるところになります。概ね、大都市部が1級地 - 1で順に分類されております。この資料の5枚目の「級地別人口」の資料を見ていただきたいと思いますが、鹿児島県の場合は、県庁所在地である鹿児島市が2級地 - 1、鹿屋市、薩摩川内市、霧島市など15の市が3級地 - 1、それ以外の市町村が3級地 - 2になっています。3枚目の「生活保護と最低賃金との比較について」に戻っていただいて、表の1段目にある「生活扶助基準額等」の下にある表の左上に、「第1類費及び第2類費合算基準額」とありますが、第1類費というのは先ほど申し上げたように食費等の個人単位に消費する生活費に係る扶助となります。また、第2類費基準額は、光熱水費などにかかる扶助で、第1類費と違って世帯全体の単位で支給されるものとなりますが、この表の級地別の下に金額はこの第1類費と第2類費を合算した一人世帯の月額となります。

次に表の2段目ですが、第2類費には、先ほど申し上げたように、暖房費などの冬季加算がございまして、11月から3月までの5か月間支給されるものです。冬季加算については、平成26年度までは、級地により加算額が異なりましたが、平成27年10月より同一都道府県内であれば、級地に関わらず同額を支給することに変更されています。加算される期間についても、平成27年10月より冬季加算区分ごとに変更されています。資料の6枚目、最後のページになりますが、3番目の表「冬期加算地区区分」を見ていただきたいと思いますが、当県は、最も支給額の低い「その他」に該当しております。

3枚目の「生活保護と最低賃金との比較について」に戻っていただいて、表の3段目の「期末一時扶助費」ですが、これは先ほど申し上げたように12月期に1回のみ支払われるもので、最後のページの1番下の表に記載されている金額が支払われております。

表の4段目の「住宅扶助実績値」は、27年度に、一人世帯に実際に支払われた平均の実績値でございます。

次に、「県内級地別人口」でございますが、これは資料の5枚目にありますように、平成27年国勢調査の数値を基に、平成26年10月31日現在の市町村合併状況及び級地区分に引きなおして集計したものです。

続きまして、生活保護費の具体的な計算方法を説明いたします。3枚目の「生活保護と最低賃金との比較について」に戻っていただいて、ローマ数字の「生活保護」と書いてあるところをご覧ください。その下に、「1 人口加重平均」と書いてありまして、(1)が「生活扶助基準」となっています。まず、「第1類費及び第2類費 合算基準額」の算出方法ですが、当県内の市町が該当します級地別ごとに、第1類費及び第2類費合算基準額に級地別人口を掛けまして、それぞれ足し合わせた金額を総人口で割りますと、加重平均の第1類費と第2類費の合算基準額が算出されます。これが、水色の枠のところになりますが、68,712円になります。

次に、「第2類費 冬季加算」ですが、冬季加算は11月～3月までの5か月分の支給額になりますので、5か月分の支給額を12か月で割り、1か月あたりの平均額を算出するこ

とになります。支給額は県内同一です。この計算方法で月平均額を算出した後、と同様に加重平均した金額が、1か月平均の冬季加算額で1,075円になります。

「期末一時扶助費」は年1回の支給ですので、1か月あたりの平均額を計算し、加重平均した金額が水色の枠の978円になります。

以上の から をすべて足した金額が生活扶助基準額になりまして、一番下の茶色の枠のところですが、70,765円になります。

それでは、次のページをお開き下さい。「(2)住宅扶助」の住宅扶助実績値の計算ですが、一人世帯の鹿児島市と鹿児島市以外の鹿児島県の単身被保護者世帯に分けて計算をいたします。住宅扶助実績値に単身被保護者世帯数をそれぞれ掛けて、足し合わせた数値を単身被保護者世帯の総数で割りまして、一世帯あたりの実績値を算出いたします。この計算で算出されました金額が緑色の枠の17,276円になります。

次に、(3)ですが、前のページで算出しました生活扶助基準額70,765円と住宅扶助実績値17,276円を合計しました1か月の生活保護費で、青枠のところですが、88,041円になります。この数字は、2枚目の本省が算定した金額と一致しております。

続きまして、ローマ数字の「最低賃金との比較」のところですが、最低賃金から算出される1か月の収入額はいくらかということで、平成26年から平成28年の最低賃金額に基づき計算した表が、1最低賃金額と書いてある表になります。当県の平成27年の最低賃金は694円で、1か月の労働時間は173.8時間としております。この1か月の労働時間につきましては、表の枠外に計算方法が記載してあります。この労働時間数173.8時間に最低賃金額694円を掛けたものが、この表の1か月の収入ということになりまして、最低賃金額から算出した場合の1か月の賃金額は120,617円になります。ただ、この金額は総支給額ですので、この金額から税金とか社会保険料とかの金額を差し引かなければなりません。そこで、全国の最低賃金の一番低い金額を当てはめて計算して、1か月の総収入から所得税、住民税、社会保険料、雇用保険料等を控除した、いわゆる、手取り額を算出するための係数が、枠外に記載してありますが、これが今年度は月173.8時間働いた場合の係数で、0.832になっております。この係数は全国一律に使うことになっておりますので、先ほどの1か月の収入額120,617円にこの係数0.832を掛けますと100,354円となり、これが手取り額ということになります。

以上の計算により算出されました今年度の生活保護の88,041円と1か月の手取り額を比較しますと、「2 最低賃金額との比較」の表に記載してありますとおり、平成27年の場合だと、1か月12,313円、1時間あたり86円、鹿児島県最低賃金の方が生活保護費より高いということになります。以上が当県の現状でございます。

続きまして、青色のインデックスで資料番号7の「最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等のための支援（厚生労働省関係）」について説明させていただきます。1枚めくっていただいて、上の四角で囲まれたところのまた書きにありますように、経営力強化・生産性向上に向けて、中小企業・小規模事業者への支援措置を推進・拡充するとともに、人事システムの改善を通じた賃金引上げの環境整備に対する助成を創設するとして、最低賃金の引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業等、キャリアアップ助成金、

人事評価改善等助成金が設けてあります。このうち、 の3つ目の○(まる)の「業種別中小企業団体助成金の支給」については、本省の実施事業ですので、説明は省略させていただきます。 の「最低賃金の引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業等」には、「最低賃金総合相談支援センターの設置・運営」、「業務改善助成金の支給」、「業種別中小企業団体助成金の支給」の3つの施策があります。

このうち、1つ目の「最低賃金総合相談支援センターの設置・運営」については、生産性向上等の経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者の経営・労務管理等の課題について、窓口での相談、専門家派遣等を行うもので、委託事業になっております。

次に、二つ目の「業務改善助成金の支給」についてですが、ご承知のとおり、この制度は、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に、生産性向上のための設備・機器の導入経費(業務改善経費)等の一部を助成するものですが、昨年度途中まで、単なる乗用車やパソコンが対象となくなってきたこともあり、使い勝手が悪くなった、だからニーズがない、申請がないといった声がありました。このため、制度の拡充、申請手続きの簡素化が図られた結果、全国的に申請件数が増加に転じているとのこと。業務改善助成金については、今後の労働力人口の減少、人手不足等の環境を見据え、ビジネスモデル、業務プロセス改善を積極的に考えている経営者の方が、この機会に助成金を活用して、生産性向上、労働条件の改善と人材確保の実現を図ることができるよう、助成金の内容、事例等をあらゆる機会に周知していきたいと考えております。

の「キャリアアップ助成金」については、非正規労働者の処遇改善を支援するものであり、この助成金についても、制度が拡充され、今年度4月より従来の3コースが8コースになり、賃金規定等改定コースに整理されています。それに併せて申請手続きの簡素化が図られています。今後は特に最賃発効前の引上げ、申請に向けて事業主の方に十分な準備期間をとっていただけるよう、あらゆる機会に周知することとしています。

の「人事評価改善等助成金」については、生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性向上を図り、賃金アップと離職率低下を実現した企業に対して助成を行い、人材不足を解消することを目的とするもので平成29年度の新規事業となっております。この他に、裏面の「その他生産性向上等のための支援等」のうち、一番上の「宿泊・飲食サービス業関係事業者の生産性向上」のためということで、生活衛生営業者の団体である公益財団法人鹿児島県生活衛生営業指導センターと連携し、同団体を通して傘下の11組合に対して、最低賃金及び各種助成金の周知を行うとともに、同団体が計画しているセミナー、研修会への講師派遣を行うこととしています。

次に、「賃金引上げに向けた生産性向上の支援」、「下請等中小企業取引条件改善に向けた取組」についてですが、中小企業庁等関係のため説明は省略させていただきます。最後に、8ページの「支援施策等の実績等」について説明させていただきます。平成28年度の実績として、最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業として、上から、先ほど説明した事業がありまして、それぞれ全国計の実績が示されています。ただ今説明しました の「最低賃金総合相談支援センターの運営」及び「業務改善助成金」は雇用環境・均等室が、 の「キャリアアップ助成金」及び の「人事評価改善等助成金」について

は職業安定部職業対策課が、それぞれ所掌しているところですが、当賃金室においても、最低賃金・賃金引上げ等に向けた生産性向上等のための支援施策であることから、引き続き関係部署と連携を密にして、県最低賃金が改正される前はもとより、鹿児島県最低賃金が改正された以降についても、改正された最低賃金額の周知と併せて、これらの助成金についてもあらゆる機会を通して、周知することとしています。

以上でございます。

石塚部会長

どうもありがとうございました。今、事務局の方から生活保護と最低賃金の比較、それから中小企業・小規模事業者に対する支援施策に関しての説明がございました。これにつきまして、みなさんの方からご意見・ご質問等がございましたら出していただきたいと思います。

下町委員

最低賃金と生活保護との比較についてですが、全国的な計算方法が決まっているので、どうということは出来ないのだろうとは思いますが、支出には、教育費は入っていないのですね。それから住宅のローンとかいうのも入っていない。

もう1つは、詳しく教えて欲しいのですが、住宅扶助で、これは実績値ということでしたが、いわゆる借家にいらっしゃる方はよく理解できますが、自宅、自宅の方には実質的には家賃という形では出ていないだろうし、住宅の改修であれば、それは出ているのか。実績値の分母に支給はされていない人の数は入っているのか。支給された方だけが分母の数になっているかどうかですね。真水なのか水増しされているかの世界なので。そこを教えて欲しいです。

上ノ原賃金室長

自宅の方ですか。

下町委員

それは例として、支給はしますよね。支給をされた方だけが分母に入っているということですね。

上ノ原賃金室長

家賃の補助ということですから、公営住宅に入っている場合とか。

下町委員

ということは、この分母から省いてあるということですね。

新内委員

住宅扶助の鹿児島市内は 9,030 世帯、去年まで聞いていたことと違いますよ。12 歳から

19歳までの単身世帯の受給者数だと聞いているのですが。

上ノ原賃金室長

それでは、確認させていただいて、後日報告させていただきます。

下町委員

もう1点よろしいですか。

企業の支援策があるのですが、今のお話では申請数も増えてきたという説明がありましたが、実際に事業者の方の身になるところが、使いにくいという話は私どもも聞いておりまして、それではよろしくないで、きちんと、実際に事業をされている現場の方のお話を聞いたうえで施策が作られているのかということと、使いやすい書式であるとか、内容にしていただかないと、私どもとしても課題だなと思っています。意見表明でした。

上ノ原賃金室長

助成金という形なので、あまりにも制度とか様式を簡略化するには限界があると思います。「使い勝手が悪い」というお話だったのですが、本省からは、「要望があったら、どういう部分が使い勝手が悪いのかを確認しなさい、具体的に把握しなさい」と指示を受けていますので、今後はそのようなことにも配慮して、対応していきたいと考えております。

下町委員

新内委員が聞いてきたのですけれども、昨年の県最賃が出されて決定した後に、確か県立短大の教授の方が新聞に投稿されていたのではないかと思いますのですが、その中で、私もはっきり確認はしていないのですが、提言らしきものもあったようですので、そんなことも情報として持っていらっしゃるのかと思ったりもしていますが、例えば、雇用保険の一時的な。雇用保険ですかね、違いますかね。またそれ以外に、企業の負担が減るような社会保険料を考えると、そうした面からの支援というものもあっていいのかなと思います。

新内委員

「使い勝手が悪い」ということは労働者側ではなかなか分からないことで、我々の担当者会議などで結構いろいろなところの使用者の委員から、「使い勝手が悪い」「手続きが非常に面倒だ」と聞くこともあります。言われたように、助成金だから手続きを簡略化すると、中には、趣旨を活かさない使用者もいらっしゃるのではないかとということで、そこをどうすればという意見は、使用者の皆様が一番ご存知だと思います。この審議会の専門部会の場合でも結構ですし、違う場合でも。厚労省もだから、ここはいろんな所から言われて改善はしていますので。

それとやはり助成金だけでいいのか、そうすると周知徹底、労使、我々は組合もそうですが、使用者側も行政も、周知徹底をしていきますけれど、すべての企業に周知する、徹底ということは難しいのだろうなと思います。

違う方法であったのが、例えば、社会保険料とかそういうものを、最賃引き上げの原資に回すようなこととしてはどうかということです。中小企業などに対しては少し段階をつけて、最賃の引き上げに伴って、ある意味企業の手間を省いて。これは、名前はちょっと忘れたのですが、県立短大の教授が去年の最賃の引き上げが決まった後に、新聞記事だったと思いますが、我々も「金額を決めれば、後はそれでいいのか」ということもありますので、そういう意味では、昨年、鹿児島県に対して「県独自の何か支援策を作って欲しい」ということで、「その支援策については経営者、使用者の皆さんと県が、ちゃんと話をして作れ」と要請したのですが、その点については回答が来ませんでした。そういうことも含めて、我々もまた今年も要請していこうかなと思っています。余計なことですが。

石塚部会長

いえいえ、それは大事なことなので。

支援事業についての要望とか、そういったものが入ってきているとかないのですか。支援事業について、中小企業が何かこういう形でやって欲しいとか、今、言われたようなことは、労働局にとっては、なかなかだと思いののですが。

新内委員

まず一つは、少し簡略化されたとは聞いていますが、変わる前だと手続きが煩雑で、変える前は、忙しい使用者の皆さんが、3回も4回も窓口に行って手続きをしないといけないということでもあります。

石塚部会長

手続きの煩雑さの方が多いのですか、それとも使い勝手が悪いということですか。

新内委員

それも含めて、使い勝手が悪いということだと思います。

石塚部会長

使用者の方で、そういうことが出てくることはないですか。

岩重委員

本来私どもが申し上げるべきことで、確かにその法的な齟齬と言い過ぎかもしれませんが、実際、「使えそうで使えないような仕組み」といいますか。

一番大切なのは、ここにもありますように賃金を増額していけば、その分に関しての設備とかそういったものの効率化を図るために、色々な助成をあげます、また、賃金を上げた分に関して、ある程度の補てんをしますと、一人当たりいくらで、何人ならいくらというのがありますよね。これが恒常的ではないのですよ。

当然のことに、始まってからたぶん6か月ぐらい、半年分は、そうやって下駄を履かせま

す。後、そこから先は、自分の素足で歩いて行けということで、それで、景気がそれに合わせて、効率化とか業績が上がって可処分所得とか上がっていけば、下駄がなくなっても積み増していけますけれども、そんな簡単に世の中早く行きませんので、一旦上げた賃金は下げられませんから、最初から不可能なことを、まあ全て補助ということ云々でお上が色々な面で手を差し伸べるということはありません。これは自覚していますけれども、途中から下げられないし、これから先々の景気動向を考えた時に、その先で非常に苦しむことであれば、下手にせず自助努力で、個で上げる努力をしなければいけないということになりますよね。でも、何かしてくれるというからしているだけで、しかし、全体的な財源を考えた時に、せめてするとしたらここまでしか出来ないと、後は自らの手足で歩いて欲しいと、やはり受益者負担だから事業主、行う人間もそれなりの努力をして欲しいということだと、思うのですね。労働者側の皆様もおっしゃるように、使い勝手も何も、使えない制度でしかなくて、設備も銀行の金利等もありますけれども、色々な面で状況を勘案したうえで、我々は多額の投資を踏み切るわけですから、やはりこの短期的な判断でいくと、非常に後で色々な面で労働者側にも色々なしわ寄せも出てきますし、だから、どうもその辺が、今先ほど県と云々の話がありましたけれども、鹿児島県は一切手を差し伸べてくれません。

とにかく自分たちで考えなくてはならないというスタンスなので、我々としたら、先ほどの6か月間でも賃金の助成をいただけたら、それから先は今度は減税とか、あと利益が出なくても、最終的に看板料として鹿児島県にも7万ながしか必ず払っていきますし、今度はそれ以外に社会保険云々とか、いろんな企業の負担も増えていますし、そういったものを当然増額すれば、また、その負担も増えるわけですから、だから結果的に、誘い水が与えられて、そっちに行ったら身ぐるみ剥がされるということが、透け透けになっているのですよね。誰が考えてこういう手法を取っていらっしゃるのかわからないのですけれども、大企業の色々な方々が「これぐらいしてあげれば、いいのではないか」ということだと思ってしまうのですが、我々的には、非常にそういった面で使い勝手が悪いという言い方で、オブラートに包んでいるのが実情なのです。

石塚部会長

現実の話がありましたが、基本的には結局上がることはわかっている、使えるのは分かるのだけれども、結局、使えないということですね。

濱上委員

よろしいでしょうか。今の話の続きなのですが、先ほど、人事評価改善等助成金が今年の新事業ということで、ご説明にいらしたものですから、お話をお聞きしました。私から「人事評価を、具体的にどういった形でしたら、このような助成があるのですか」とお聞きしても、労働局の皆様がなかなかまだ把握していらしゃらないという状況ではありますので、だからこそ、私たち自体も、ちょっと手を出せないという状況であるというのは事実です。

石塚部会長

この辺はなかなか難しいことでしょうけれども、少し一緒になってそのへんのところを。これは何でもそうですね。大学などでも「新しいことをやれ」と言って、「競争的資金を取れ」と言って、取って、その時はお金を作るのですけれども、2、3年もすればその後は「トップでやれ」と、お金は無くなりますよね。内部的な資金、お金もどんどん減らされていますから、その中で別にお金を付けなければならなくなって。それと同じで、どこも一緒に、「手を出したはいいが、後が大変だな」と。だから政策の在り方にたぶん問題があると、私は思っているのですけれども、国の施策ですからここで言ってもしかたがないので、「これではなかなか続かないと、ある程度長期的な視点でこういったことをやっていかないと最低賃金を上げるのもなかなか大変なことになる」と、労使でそういったことを言っていかなければいけないのかなと思います。なかなか難しいところですけど。

では、他にございますか。

山本委員

先ほど、賃金分布のところ、ピークの形が鹿児島と熊本は比較的似ているのに、沖縄だけ800円台が一番だというのは、これは毎年のことですか。だいたい。これ、この時の特殊な形でしょうか。

平松補佐

昨年は、確かこれに相当する資料がなかったと思うのです。確か23年度ぐらいにこれと似たようなグラフが並んでいたと思うのですが、沖縄は確かに800円台のピークが他局とは異なっているようですので、確認させていただきます。

石塚部会長

初めてですね。こうして出てきたのは。

山本委員

そうなのですか。何かあるのかなと思ひまして。だいたい、トップが県最賃にきそうなのはわかりますけれども、ここだけちょっと多いところにありますので。

石塚部会長

それでは、何かわかったらお願いします。

岩重委員

一つよろしいですか。せっかくの機会なので。

私どもも、毎年このように最賃の議論をさせていただいて、我々使用者側としましては、ごく零細、本当にご家族、親子で事業をしていらっしゃる方々は、そういった方々に対しての意識、ウェイトとしては大きいのです。ある程度の事業として、従業員規模もあって、業

界内でもある程度商いが活況にできているところは、我々が議論する以前に、高い金額で推移していますから。そうした時に、世間的に、賃金がどんどん高止まりというか、どんどん上昇している。で、零細のところでは人手が足りなくなって、そして、人を雇うにも、今度はとてもじゃないけれど出せる金額ではない額が賃金ベースになった時に、そういったところとしては、借りられなくなっている。それに対して、いろいろな助成をするから、助成を受けて、その乗せる部分を国のほうから助成金でもらえばいいのではないかという話もあるとは存じますけれども、その時に、まあ、「賃金台帳を出せ」とか、いろんな過去の、少なくとも前年度の賃金台帳、いろんな税金の云々とか、そういった本来我々が事業を行う時に必要な当たり前のことが、ほとんどのそういう零細企業では当たり前ではないのですね。社会保険労務士も雇えないし、1年間の確定申告の時に、1年分の領収書を集めて、どこかに持ち込んで、何とかお願いしますと、そして、その費用も分割で払うとか、そんなところはやめてしまえばいいじゃないかという議論も中にはあるかもしれませんが、そんな方々がやはり、離島を含めて働いているのですね。

だから、そういった事業として当たり前のことだということが出来ていない所などには、ではどうするかと、端から門前払いになっていると思うのですが、やはりそういったことも考えてあげないと。でも、今度はそこを基準に考えると、いつまでも賃金が上がらないではないかと、我々はいつもそこで狭間に立つのですけれども、やはりそういったことも改めて、ここ4、5年でこれだけ賃金のベースが上がってきて、これからもまた上がろうとする中で未満率、影響率、こういったものがだんだんと有名無実化することを、非常に危惧しています。以上です。

石塚部会長

特に零細の現場というのは、厳しさというか。それと、そういう組織的に出来ていない所は、いろんな資料とか整備されていないという問題があるのだと思うのですね。その部分もどうするかという問題もあるのだらうと思います。

他に、何かございますか。

(意見なし)

石塚部会長

それでは、今の資料等の説明については、だいたいよろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚部会長

それでは、2番目の議題に入っていきたいと思います。2番目の議題は鹿児島県最低賃金専門部会の日程調整についてということです。これにつきましては、6月30日の第1回本審で協議済みですけれども、再度、事務局から説明をお願いします。

平松補佐

第2回専門部会から第4回専門部会までの開催日時につきましては、第1回本審におきまして、第2回専門部会は8月2日水曜日の午前10時から、第3回専門部会は8月4日金曜日の午後6時から、第4回専門部会は8月7日月曜日の午前9時30分から、開催させていただくことで、本審の方ではご承認をいただいているところですが、本日は、鹿児島県最低賃金専門部会でございますので、改めてご提案させていただきまして、この日程でよろしいか、ご了承いただければと思っております。

いかがでございましょうか。

石塚部会長

ただ今事務局から、第2回専門部会から第4回専門部会までの開催日程について、改めて提案がありましたが、この日程を進めてよろしいですか。

(異議なし)

山本委員

すみません。お話がありましたが、8月2日は試験がありますので、申し訳ありませんが、欠席させていただきます。

石塚部会長

それでは、異議がありませんでしたので、事務局が提案した日程で、第2回専門部会から第4回専門部会を開催したいと思います。

次に、議題3の鹿児島県最低賃金の改正審議についてですが、審議に入る前に、本日資料が出ているようですので、事務局より説明をお願いします。

平松室長補佐

本日お配りしております資料5と資料6について、説明させていただきます。

資料3は「鹿児島県金融経済概況」の7月3日付け最新版、資料4は「県内景況」の6月29日付け最新版でございます。後程ご覧いただければと思います。

資料5は、第1回本審では、まだ発表されていませんでしたので、お出しすることが出来なかったものでございまして、鹿児島県が7月4日に発表した県内企業の春季賃上げ要求・妥結状況の資料でございまして、初回集計で、前年と比較可能な42社の平均妥結額は、3,582円、賃上げ率は1.59%となっております。前年と比べると額で53円高いとされております。妥結58社の平均妥結額で申し上げますと、3,468円、賃上げ率で1.59%となっております。

資料6は、1枚目が平成20年3月卒業以降の新規学校卒業者の初任給情報で、これを学歴別平均賃金で出したもので、男子・女子の性別、学歴別に、鹿児島県と全国を対比したものです。また、2枚目は左側半分が男子、右側が女子と性別に、全国平均との比較、全国の

上位と下位の3都道府県の値、九州各県との比較が示されております。このデータの出所は労働市場センターで、職業安定部から提供されたデータですので、参考にいただければと思います。以上でございます。

石塚部会長

ありがとうございました。ただ今のご説明は、資料5の鹿児島県の賃上げ要求の妥結状況のデータとそれから、新規学校卒業者の初任給情報、他県との比較も含めてでしたが、今の説明について皆様何かご質問がありますか。

(質問なし)

石塚部会長

よろしいですか。

それでは、3番目の議題の鹿児島県最低賃金の改正審議に入ります。本日は1回目ですので、本年度の鹿児島県最低賃金の改正にあたって、特に、本日申し述べておきたい意見等があればお伺いしたいと思います。では、労側の方から基本的な考え方についてご説明いただけますか。

(労側説明資料を配付)

下町委員

文章の分と3枚目以降にグラフや表を付けています。大体そうしたものに基づいて、文章を書いていくという形になります。時間もありますので、ポイントのところだけお話を差し上げて、ご理解いただきたいと思います。

資料を開きまして、2ページからになりますけれど、最賃法の第9条2項、3項に、地域の労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮してということがありますし、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるようということもありますので、今年度の審議に当たりまして、その付託を当然踏まえるということは当然ですが、これに加えまして、近年のいわゆる円卓会議とか、それから雇用戦略対話、そして働き方改革実行計画等を勘案して、これらを踏まえた調査審議を行う必要があるだろうと考えております。

以下、1、2、3、4、5として記載しておりますが、1は、景気の関係を書いております。九州経済研究所が暮れに出されました資料では、2017年の経済見通しですけれども、経済成長率1.0%と3年連続してプラス成長となる見通しとなっていると、賃金上昇や最低賃金引き上げなどを背景とした雇用環境の改善で、2年連続プラスとなる見通しではあると。ただ、消費者物価の上昇等で、消費が減速するリスクもあるという表現になっています。

日銀鹿児島支店が7月3日に発表された金融経済概況では、「穏やかに回復しつつある」という表現から、「穏やかに回復している」と判断が引き上がったと見ています。

3つ目として、九州経済研究所の業況DIでいきますと、表がありますけれども、2017年の1から3月期はマイナス10となっていますが、前年同期はマイナス7ですので、これよりは増えているわけです。それでも4から6月期においては、マイナス8という数字ではありませんけど、若干改善されているのではないかと。

4つ目が有効求人倍率の関係ですけれども、1.17倍となっていますが、安定所によっては、1倍を下回っている所もありますし、その求人の半数近くはパートの求人が占めているという状況にあるということでございます。

大きな2つ目が3ページ上ですけれども、私どもとしては、第4表とかそれから賃上げ率等を、そこだけを重視した調査審議ではなくて、あるべき水準をやはり求めていくべきではないかと考えております。その議論をさらに引き続きこれまで以上に深めていただきたいと考えております。最賃法第1条の目的を達成するためにも、その方向を目指したいというところでございます。

(2)と(3)は他の諸国と比べてどうなのかというところなのですが、これは資料の方が3枚目の緑の棒グラフになっていますけれども、OECDの統計ベースのフルタイム労働者の中央値に対する最低賃金の比率でいきますと、その表の左の方に があって日本と書いてありますが38.9で、28か国の平均の50.2を大きく下回っている状況にあるということを確認していただければと思ひまして、アメリカでは15ドル引き上げる「Fight for 15」という運動がありますし、それから7月15日、韓国は16.4%引き上げるという決定をしております。2014年以降は7から8%前半の改定だったようですが、本年大きく引き上げた、749円とか750円ということまで来ているようですが、この間も様々ご意見はあるようですけど、そうしたこともございます。6ページですけれども、「低すぎる！日本の最低賃金」と書いてありますが、これは今のところの説明ですね。

それから、資料の3枚目、グラフの3枚目になりますが、「働いているのに貧困」という表があると思います。これをご覧いただきますと、一人親世帯の相対的貧困率は50.8%なのです。これはOECD加盟国の中では最も高い数字になっていまして、国民生活基礎調査、これは厚労省、2014年の値ですけれども、これでいくと一人親世帯の貧困率は50.8%だった。そして、このグラフを見ていただきますと、日本の親が働いている世帯、白いグラフになっていますが、これが50.9%ですね。そして、親が働いていない世帯、これが50.4%で、働いている方が0.5ポイント貧困率が高いということになっていまして、他の諸国と比べるとこの白いグラフの方が高いと、緑の方はおそらく社会保障とか、そういうものがあって、親が働いていなくても50.4%で日本の場合は納まっていて、イギリスを見てもっと低いですが、そういうことではないのかなと思っておりますが、「働いているのに貧困だ」という状態にあるということを確認を持っていただきたいと思っております。子供の貧困とかですね。格差の拡大等というものにも配慮が必要なのかと考えております。

それから、そのレジメの方に返ります。3ページの大きな3ですが、経済の自律的成長のためにも最低賃金の大幅な引き上げが必要だとしておりますが、これは先ほど、県の調査結果の報告がありましたけれども、連合がごしまとしても全体的に春季生活闘争に取り組んでいます。この結果、鹿児島の結果は、表はありませんが、6月10日時点で地場の組合

の妥結状況ですが、1.87%、4,029 円となっています。前年を 146 円上回っている。それから、県の方は今、お知らせがありましたので省きますけど、連合が全国的に集計したところでは、非正規で働いていらっしゃる非正規労働者の今年の春季生活闘争の引き上げは、加重平均で、時給として 21.29 円という結果も出ております。時間給で 20 円を超えた、20 円超の引き上げになったと。

(2) は、やはり、2,000 時間働いても年収が 200 万円にも届いていかないというのが最低賃金の実態でありまして、連合はリビングウェッジというのを計算していますが、それは様々な商品の価格を調査して、生計費を出していくのですが、これでいくと鹿児島県は、850 円のラインになっています。これは、表はございません。

4 としては、様々な指標を紹介することになりますが、1 つが就業形態の多様化に関する総合実態調査、4 ページの上に書いてありますが、資料とすれば 8 ページの資料ナンバーの 3 になります。厚労省の調査になりますけれど、網がかかったところと白いところがありますが、主な収入源のところではいきますと、正社員のところは省きまして、上から 2 つ目、白いところの一番上ですね。「男女計・正社員以外・全年齢」のところは 47.7。半分ぐらいのところは自分の収入、自分自身の収入が主たる収入、下の方にいきまして次の白いところが「男、正社員以外、全年齢」が 8 割ですね。下の方の正社員以外の女性のところは、29.3 ということで、3 割ぐらいの方が、自分の収入が大きな収入源になっています。

それから同じく 9 ページの表をご覧くださいなのですが、4 ページの文書の方は数字が違いますので、訂正していただきたいのですが、これはパートタイム労働者の総合実態調査、2011 年の 6 月時点での厚労省の調査なのですが、「男性の 52.6% が 15 歳から 59 歳の労働者が主たる稼ぎ手として生活を維持するために働いています」となっておりまして、表の左側が「主たる稼ぎ手として生活を維持するために働いています」というのがこの表なのですが、52.6%。「主たる稼ぎ手ではないが生活を維持するためには不可欠ですね、そういう意味で働いています」というのが、男女計で 15 歳から 19 歳で 20.1% と 5 人に 1 人となっており、これは文書の方が 34.6% となっていますが、数字の間違いですので、申し訳ありません訂正をお願いします。女性の方でも生活を維持するために不可欠という方が 33% いらっしゃる、この主たる稼ぎ手ではないけど生活を維持するためには不可欠がありまして、他にも主たる稼ぎ手ではないけどという中には、子供の教育のためとか、住宅ローンの返済のためとか、これとは別でももちろん複数選択のもので、当然、複数選択はされていらっしゃると思いますが、こういう数字が出てきているところでございます。

それから 10 ページから後ろの資料は、連合総研というところが 2016 年に実施した非正規労働者の働き方・意識に関する実態調査というものをもってきております。文書の方は見にくいので資料をご覧ください。10 ページからですけど、13 ページですね。ページ数が見にくくて申し訳ありませんが、11 ページを開いていただいた右側の下、「非正規雇用の女性が主稼得者、主な稼ぎ手である世帯の 33.3% が年収 200 万円未満」というところの、太字で書いてあるところがあるのですが、「男性が主稼得者である世帯の 29.5%、女性の場合は同様にすると 33.3% は、世帯収入が 200 万円未満だ」と、ワーキングプワといわれるところの収入は 200 万円と言われているので、そこに該当する方がここにいらっしゃるということな

のです。

グラフの方を見ていただければと思いますけれども、それから1枚開けていただきまして、左のページの下の方なのですが、「非正規労働者が主稼得者である世帯は、4分の1が世帯貯蓄なし」だと。これは帯グラフでいくと一番上から2番目で、世帯貯蓄がないところが27.9%で、そして27.9の隣の「24.8」とあるのが100万円未満です。この2つを合わせると52.7%に達しているということになっています。

なかなか厳しいですが、続けていきますと、右側の大きな2として「生活苦と支出の切詰め」というのがありますけれど、上の方に「3分の1の世帯で医療費を、4分の1の世帯で子供の教育費を切り詰めています」というのがありまして、棒グラフになっていますが、1番右が子供の教育費25.1%、右から4つ目が医療費で34.6%、まさに医療費を切り詰めるということはどういうことなのかと思いますね。それから子供の教育費を切り詰めることになると、当然、「貧困の連鎖」と言いますか、そういう実態がここに出てくるのかなと思っております。

少し飛びますが、この資料の一番後ろから1枚めくっていただきたいと思います。18ページなのですが、真ん中に「3. 配偶関係、就業調整」が左側ページにあるかと思いますが、下の方の囲みですね、男性の9割が未婚で、年収が低いほど未婚率が高いと書いてあります。右に文章がありますけれど、全体の半分以上が未婚で、男性に限ると89.6%が未婚であり、男性については過去1年間の賃金年収別にみると、年収が低いほど未婚率が高いと。左のグラフでいくと、年収は下の方にありますけど、100万円未満のところには、「94.5」という数字が書いてありますが、なかなか結婚できない、厳しい状況にあるということが明らかになるのではないかと思います。

文章のレジュメの4ページに入っていただきたいと思います。資料は付けてございませんが、奨学金の関係ですね。これは私どもも、労働者福祉協議会というところと一緒にあって、日本学生支援機構の奨学金制度の改善とか、それから給付型奨学金の制度を作ってくださいという取組をしておりますが、鹿児島県でも経営者協会の皆様が、経営者の方々が抛出されて制度が出来たようにお聞きしております。ただ、まだ、なかなかですね。支援機構の利用者は2016年で132万人あって、3か月以上の延滞者が173万人いると。同機構の属性調査によりますと、延滞者のうち54.1%が年収200万円未満の収入になっています。延滞者では年齢が上がっても年収にさほど変化が見られないのに対して、無延滞者では年齢層が上がるとともに年収も上がっていることが明らかになっていると思います。延滞の理由では、低所得が多いのですが、正規労働者の場合は56.5%ですが、非正規労働者の場合は非常勤で91.5%、派遣で87.45%ということで、やはり、やむを得ず非正規になってしまうと、なかなか奨学金の返済も困難だという状況にあります。いろいろご報告いたしましたけど、それが社会的な、社会制度の問題が確かにあると思いますけど、やはり、最低賃金が果たしている役割というのは大きいものがあると考えているところでございます。

最後ですね、繰り返しになりますけれども、私どもとしましても、政労使の合意というか、この間の円卓会議等のことは重く受け止めなければいけないと考えておりまして、様々なお話がありましたけど、中小企業、小規模事業者の皆さん方への支援、様々な新しいアプロー

チといいますかそうしたことを図りつつ、「2020年までには、平均1,000円、最低800円」という目標がありますので、「成長率の名目3%、実質2%」という条件等もありますけれども、そうしたことを踏まえながら、できるだけ早く2020年の早い時期に800円を超えるようにお願いしたいと思っています。よろしくお願いします。

以上です。長くなりました。

石塚部会長

労側から詳細な資料に基づいて、まず1つは、昨今の景気が穏やかに回復しているという状況になっていること。それから海外の賃金の水準、最低賃金との比較においても、日本の最低賃金が低いのではないかということ。それから、その最低賃金が多く影響を与える非正規雇用、そういった人たちの「貧困の連鎖」といいますか、それがなかなか深刻な状況になっていると、とりわけ、子供の教育とかですね。高齢者が中心になると思うのですが、病気の問題とか、年齢的に上の労働者ですとか、病気に対するケアとかそういったものをどうしようかということですね。それから奨学金の問題とか、そういったことも勘案しながら、労側としては最低賃金の上昇というか、上げていくことがやはり必要である。とりわけ2020年の早い時期に800円を超えるような金額改正を目指していきたいといった所信表明だったと思いますが、それに対して、使用者側から何かありますか。

濱上委員

審議における基本的な見解ということで、A4を1枚、お配りしましたが、それにまとめてございます。短い文章ですので、読み上げさせていただきます。

はじめに、中小企業を取り巻く状況について申し上げます。中小企業庁の中小企業景況調査結果によれば、今年に入って緩やかな改善傾向にあり、全産業の業況判断DIは4月から6月期にマイナス14.3、1月から3月比ではプラス2.7と改善しておりますが、小規模ではマイナス16.5と、依然としてマイナス10%台後半の高い水準となっております。

また、東京商工リサーチの「休廃業・解散企業動向調査」によると、倒産件数は2008年の15,646件をピークに減少傾向にあり、2014年から3年連続で1万件を下回った一方で、休廃業・解散件数は増加傾向にあります。2016年の休廃業・解散件数は過去最高の29,583件と、2000年と比べて、2倍近い件数となっております。

このように中小企業の景況感は緩やかながら改善しているものの、その動きは大企業に比べて鈍く、休廃業や解散する企業数が過去最高になったことに加え、先行きの不透明感は依然として強いものがあります。

以上のような認識に基づき今年度の審議における基本的な考え方を申し上げます。

ご承知のように、最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金、通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならないと、最低賃金法第9条に明記されています。

近く示されるであろう目安額に対する考慮は必要と思っておりますが、審議は法の原則に即して行うことが基本であります。先に述べた3つの要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」のとりわけ第4表の結果を十分に踏まえて決定すべきであります。

平成 29 年賃金改定状況調査結果の第 4 表を見てみますと産業計の賃金上昇率は A ランク、B ランク、C ランクの地域はそれぞれ対前年比を上回っていますが、鹿児島を含む D ランクの地域は 0.9% のままで伸びておりません。つまりこれらの地域には経済効果の波が及んでいないことが裏付けられています。

さらに、先ほどからありますように、最低賃金の大幅な引き上げには、その影響を受けやすい中小零細企業に対する効果的な生産性向上等の支援策の実施・拡充が不可欠ですが、施策の十分な成果は見られていないのが現状です。

このような状況の中、繰り返しになりますが、法で定められている最低賃金決定の原則に則った議論としていくため、中小零細企業の実態を表している「賃金改定状況調査結果」のデータを重視するとともに、急激に上昇した影響率を十分に踏まえた、合理的な根拠に裏打ちされた審議を進めていただきたいというのが使用者側の基本的な見解であります。

以上です。

石塚部会長

ありがとうございます。今、使用者側から見解を述べていただきましたけれども、基本的には、業況が依然として改善されていないということです。それから、倒産件数がよく出てくるのですが、休廃業解散の件数もやはり非常に重要であり、こちらの方がかなり増加しているという状況、過去最高の水準になっているという事実があるということです。それから、賃金改定状況調査結果の第 4 表の結果は、十分に踏まえるべきだということです。賃金改定状況調査結果の第 4 表の賃金上昇率をみると、A ランクから D ランクまでかなり差が、格差がある。経済効果が D ランクの地域にはあまり及んでいないということが見て取れるということ。それから先ほども出ましたけれど、中小零細企業に対する効果的な施策がなかなか進んでいない中で、使側としましては、賃金改定状況調査結果のデータを重視しつつ、この間、急激に上昇した影響率を十分に踏まえた、合理的な根拠に裏打ちされた審議を進めていただきたいと、そういったことが使側の要望であるということです。

労側、使側から基本的な考え方につきまして、意見を表明していただきましたが、それぞれのご意見に対しまして、何か質問やご意見はありますか。

新内委員

今年、専門部会も含めて、我々労側もそうですけれども、結構、メンバーが変わってしまっていて、過去の状況から色々な考え方、中賃も含めて、政労使の最賃に対する考え方が変わってきています。特に最賃法が改正されたときに、先ほど下町委員も話しましたけれども、第 4 表の問題は我々労側としても非常に問題意識を持っていまして、今は第 4 表の根拠というのは「賃金の水準は、地域の労働者の賃金を参考にしなさい」となっていますが、第 4 表はその前の「類似の労働者の賃金を参考にしなさい」と、類似というのは 30 人以下の中小零細の企業のことだということで、第 4 表もずっと作られてきていました。

確かに以前は、私もそうでしたけれども、第 4 表にどれだけプラス、マイナスするかということだけで議論してきていました。その結果、世の中からどのように見られたかということ、

そのために、その当時は最賃の対象者イコール、まだまだ社会的に少数であった非正規、それも女性の主婦が圧倒的に多かったよねという時代に第4表が出来て、そこで議論して、他のことはほぼ意識をしないできましたけども、それがやっぱり間違っていたと、それだけ社会状況が変わってきたから、「第4表だけではだめだよね、類似の労働者ではだめだよね」ということで、最賃法も変わってきたということもありますので、やはり、これは使用者側委員の皆様にも、「単に第4表がすべてを表しているのだ」ということではなくて、先ほど言いましたように、非正規の問題をどうするのか、本当に生活できない人たち、子育てもできないような人たちが増えていく、それが最賃だけで解決できるとはまったく思っていないけれども、そういうことも含めて広い視野でこれから議論していただけたらと思っていますので、そのようにお願いしたいと思います。以上です。

石塚部会長

労側からのご意見でしたけど、これに対して、使用者側から何かありますか。

岩重委員

傾聴に値すると思います。しかし、我々も今回、メンバーも変わりました。内輪の話ですけども、その変わった理由も、今の議論に対して、やはりそれぞれが抱えている業界の色々な方々の、XXXXXXXXXX、色々な不満、そういったことに対して抗えない。結局、「誰が委員をしているのか」ということに対して、「実態をあまりにも把握し過ぎていないのではないか、あまりにもお上の政策に追従するだけで、何の目的の議論かもだんだん認識できなくなってきたのではないか」ということに関して、個人的ないろいろな責任論、そういったものもありまして、いろいろと交代を強く求められたということもあります。

そういったことで、業種別によってもいろいろと景気動向、景況も違いますし、その中で、それを統一していくというのは、非常に難儀です。ですが今、新内委員がおっしゃったように、そういったことも踏まえたうえで、我々は議論をしていかなければいけないと思っていますので、我々としても、また改めて、我々のスタンスはスタンスとして、それでどれだけ歩み寄れるのか、それはまた、持ち帰って議論したいと思います。

石塚部会長

はい。どうぞ。

新内委員

去年、10月1日発効と全会一致ということで、去年は終わることができました。

「全会一致」というのは私もあまり記憶がないのですよね。ですから、今年も是非これから岩重委員もおっしゃったように、いろいろな意見をきっちりと議論をしたうえで、是非、全会一致、10月1日発効ができるようにというこの2つは、労側も今年も目標にしていますので、そこは一緒だと思いますので、それに向けて議論していきたいと思います。

石塚部会長

はい、どうもありがとうございます。そういうことですね。いろいろとあるかなとは思いますが、ご協力をお願いします。なかなか、実態がどうだということはここにいらっしゃる委員の方だけで、把握できるものではないと思いますが、できるだけ色々な意見を反映した議論になるようにできればと思いますので、よろしくをお願いします。

他に何かありますか。よろしいですか。

喜納委員

今出た話の一部繰り返しですけれども、当方の組織がだいたい2,300組合、2,300企業、そのうちの1,900が300人以下の中小企業ですけれども、この2年間、当方の調査でいえば、「賃金の上昇率は、300人以下の中小の方が大規模を上回っている」という結果が出ています。それは、実態を引き上げた数字ですから、今の人手不足、それから、今いる労働者、雇用者の固定化を含めて、やはり双方の努力で格差を縮めるということで、中小もそういう力を僕らは持っていると思うので、もちろん、経営者側だけではなくて、労使一緒にやらなければいけないことだと思っていますけれども、暗に厳しいということではなくて、人手不足であれば、厳しい話はあるのですけれども、そういう条件で厳しければ、労働移動等も含めて、僕らは民間ですがそういう思いも持っているので、「ちゃんと利益を上げて、成果を上げるところはやっぱり雇用していくべきだ」ということは思っていますし。

鹿児島に転勤して来ましたが、鹿児島の経済力、人口も含めて、色々な府県の中で715円というのは非常に厳しい数字だなと思っているのが正直なところです。1か月働いて125,000円、手取りで10万円ちょっとということは、是非、使側の皆さんにも、この数字は具体的な数字なので、それが本当に経済全体を含めて、賃金の引き上げを抑えられた分、消費が厳しいというのは、僕らも小売業もサービス業も抱えていますので、非常にお金を使いがらなくなったことは正直なところで、物価上昇が抑えられたとはいえ、社会保障、経済、エネルギーも上がっていますので、生活実態の近いところが確実に上がっているということは実感している分が消費の伸び悩みになっていると思うので、どちらが先かの議論はいつも起きますが、それを底上げしない限りは厳しい状態が続くし、是非鹿児島の経済機構の中で、715円というこの数字については、全国の中でも水準相応に考えていきたいと思っていますので、議論をよろしくをお願いします。

石塚部会長

今のような意見もあるのかなと思います。それではよろしいでしょうか。

(意見なし)

石塚部会長

それでは最後に、事務局から連絡事項がございますか。

平松室長補佐

先ほどご了承いただきましたとおり、次回の専門部会は8月2日水曜日の午前10時から、今と同じ会議室でということになっています。どうぞ次回もよろしくお願いいたします。

また、その前に、中賃目安の伝達のために第2回本審を、来週金曜日7月28日の15時30分から、この会議室で行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

石塚部会長

日程についてはよろしいでしょうか。

(異議なし)

岩重委員

来週28日は本審ということですね。

石塚部会長

本審です。

岩重委員

27日に中賃の目安が出るということですね。

石塚部会長

そうですね。来週同じ時間ですね。

平松室長補佐

そうですね。同じ15時半からの開始となります。

石塚部会長

それでは、最後に議事録署名者を指名いたします。労側は新内委員、使側は濱上委員にお願い致します。

それでは、長時間になりましたけれども、以上で本日の専門部会は閉会したいと思います。ありがとうございました。

議事録署名

部 会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
